

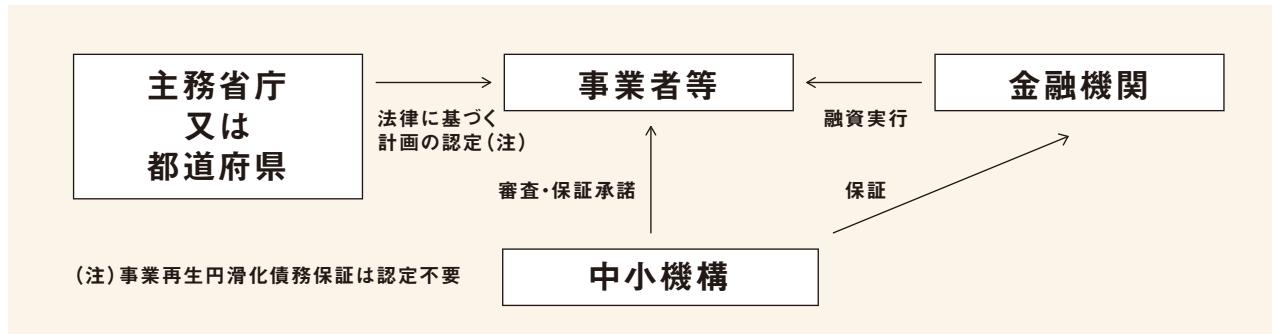
進む力に、  
支える力を。



債務保証制度のご案内

# 中小機構の債務保証制度

特定の法律に基づく認定を受けた事業者、又は法律に基づく事業において、民間金融機関からの借入により事業資金の調達を行う際に、中小機構が債務保証を行う制度です。

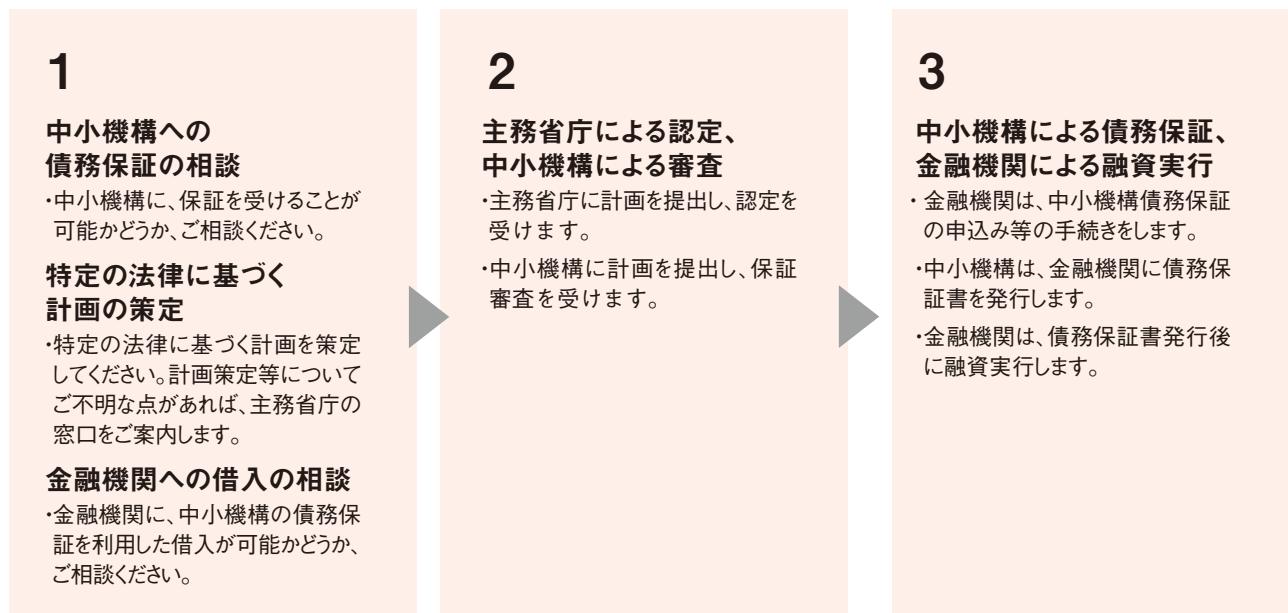


## 制度の特徴

- 1 事業者にとって、金融機関からの借入を行う可能性が広がります。
- 2 最大50億円の資金調達に対応できます。(保証割合は50%又は30%)
- 3 信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの(信用保証制度の対象外である場合や、同制度の保証枠を使い切っている場合等)が対象となります。

- 中小機構の審査は、主務省庁又は都道府県による計画認定審査とは別に行います。このため、主務省庁又は都道府県による計画の認定を取得しても、債務保証を受けられない場合があります。
- 反社会的勢力に係る企業等へは保証しません。
- 個人保証については、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重し、対応します。
- 中小機構の債務保証制度のご利用にあたって、ご提供いただいた個人情報は、債務保証業務のみに使用させていただきます。

## 債務保証制度のご利用の流れ



# 制度の一覧・目次

## (1) 産業競争力強化法に基づく債務保証制度

- 1 革新的技術研究成果活用事業円滑化債務保証制度** ..... P4
- 対象  
事業者  
スタートアップ企業で研究開発等の事業活動を行う、  
革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定を受けた事業
- 2 外部経営資源活用促進投資事業円滑化債務保証制度** ..... P8
- 対象  
組合  
国内外企業のグローバルオープンイノベーションに関する  
認定を受けた投資事業有限責任組合
- 3 事業再編円滑化債務保証制度** ..... P10
- 対象  
事業者  
事業再編により事業の生産性向上を目指す事業再編計画の認定を受けた事業者等  
及び他の事業者をM&Aをすることでグループ一体となって成長を図る  
特別事業再編計画の認定を受けた事業者等
- 4 事業再生円滑化債務保証制度** ..... P16
- 対象  
事業者  
特定認証紛争解決手続（事業再生ADR）によって、又は中小機構による調整若しくは  
中小企業活性化協議会による調整の下で、事業再生を図ろうとする事業者

## (2) 地域再生法に基づく債務保証制度

- 5 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業円滑化債務保証制度** ..... P18
- 対象  
事業者  
東京23区から地方への本社機能移転、地方における本社機能拡充を行う、  
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者

## (3) 中小企業等経営強化法に基づく債務保証制度

- 6 社外高度人材活用新事業分野開拓促進債務保証制度** ..... P22
- 対象  
事業者  
社外高度人材の活用により、新事業分野の開拓を行うための  
社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定を受けた事業者
- 7 経営力向上促進債務保証制度** ..... P26
- 対象  
事業者  
人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資等により、生産性を向上させるための  
経営力向上計画の認定を受けた事業者（中堅企業等）
- 8 事業再編投資円滑化債務保証制度** ..... P30
- 対象  
組合  
主に事業承継等とともに経営力向上を図る中小企業者等へのハンズオン投資を行う、  
事業再編投資計画の認定を受けた投資事業有限責任組合

## (4) 農業競争力強化支援法に基づく債務保証制度

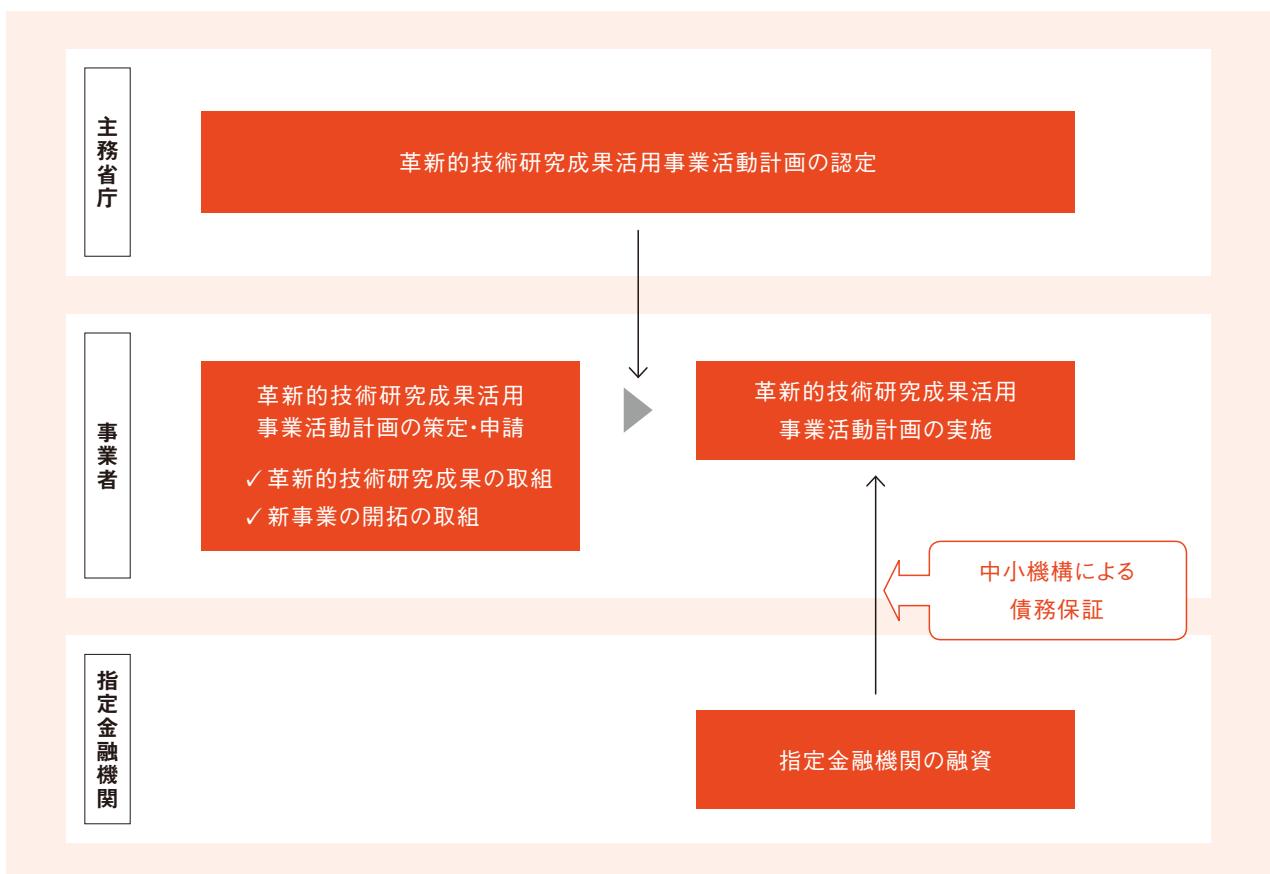
- 9 事業再編等促進債務保証制度** ..... P32
- 対象  
事業者  
良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として、  
事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者

# 革新的技術研究成果活用事業円滑化 債務保証制度

## 制度の概要

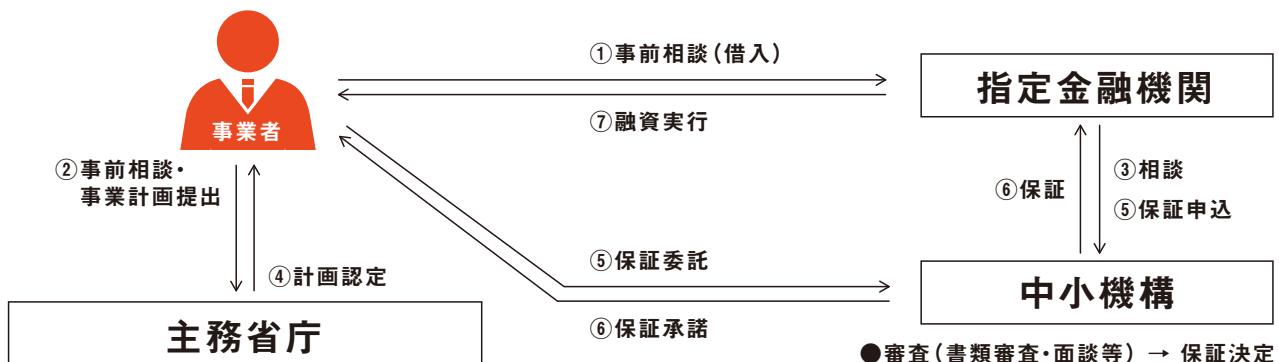
- 革新的技術研究成果活用事業活動計画を認定されたスタートアップ企業が、経済産業大臣に指定された民間金融機関から行う一定の借入について、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 革新的技術研究成果活用事業活動計画とは、組織内に研究開発部門等を有していることや革新的な技術研究成果が得られる取組を行うことにより、事業化・収益化を図る計画です。

### 革新的技術研究成果活用事業活動計画のイメージ



- 中小機構の債務保証の審査は、主務省庁による革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。
- 指定金融機関からの借入であることが条件となります。

## 申込手続



- 指定金融機関を通じて、申請の手続き等を行っていただきます。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

## 保証条件

項目	内 容
根拠法・条文	産業競争力強化法第21条の5
対象事業者	革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定を受けた事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	運転資金:5年以内 設備資金:10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.3% (無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金使途	運転資金 設備資金 (認定計画で認められた使途、詳細はP6を参照)
担保	原則として徴求。運転資金の場合は状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

# 革新的技術研究成果活用事業円滑化債務保証制度

## 革新的技術研究成果活用事業

### 活動計画の要件

主な要件は以下のとおりです。

主な要件(抜粋)	
スタートアップ企業 (新事業開拓事業者) に関する要件	<ul style="list-style-type: none"><li>① 新たな事業の開拓を行う事業者であること</li><li>② VC等のファンドから出資を受けていること</li><li>③ 大規模法人グループに属さないこと</li></ul> <p>※大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊の関係(子会社等)にある法人が支配していないこと</p> <ul style="list-style-type: none"><li>④ 株式会社であること</li><li>⑤ 非上場・非登録企業であること</li><li>⑥ 風俗営業を行っていないこと</li><li>⑦ 暴力団等が支配している会社でないこと</li></ul> <p>※設立年数要件はなし</p>
革新的技術研究成果との有機的 関連要件	<ul style="list-style-type: none"><li>① 組織内に研究開発部門及びこれに類する機能を有すること</li><li>② 革新的技術研究成果(他の事業者との共同研究成果、他の事業者から譲り受けた成果を含む。)が、事業活動計画において活用されること</li></ul>
資金用途	<ul style="list-style-type: none"><li>①～③のいずれかを満たすものであって、新事業開拓事業者の成長発展に資するものであること</li><li>① 反復継続的に生産(量産)を行うための設備導入費用</li><li>② 事業活動の大規模な拡大を行うのに必要な情報処理技術、情報通信技術その他の情報技術を活用するために必要な開発を行うための費用</li><li>③ その他①、②に類する費用で、新事業開拓事業者の事業活動の大規模な拡大に特に必要な資金であること</li></ul>
借入先	指定金融機関からの借入であること
借入金額	原則3億円以上
借入期間	原則3年以上

## 申請手続のスケジュールイメージ



※ 上記スケジュールはあくまで目安であり、計画内容により前後します。  
※ 指定金融機関の名称は、経済産業省のHP上に公開されております。



<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/debt.html>

## お問い合わせ窓口

計画認定の要件や各支援策のご利用等については、下記連絡先へ直接お問い合わせください。

経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課 TEL. 03-3501-1628

# 外部経営資源活用促進投資事業 円滑化債務保証制度

ファンド向け

## 制度の概要

- 外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を受けた投資事業有限責任組合が認定計画の実施に必要な資金(有限責任組合員による出資履行までの短期つなぎ資金)の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 外部経営資源活用促進投資事業計画とは、日本企業と海外企業のグローバルオープンイノベーションに関して、投資事業有限責任組合が国内外へ投資する場合の計画です。

### 外部経営資源活用促進投資事業計画の主な認定要件

例えば…

#### ファンドに関する要件

- ・「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく投資事業有限責任組合であること
- ・ファンドの投資計画における投資事業の実施期間が10年以下であること  
※投資事業の実施期間を変更した場合、変更後の存続期間は当初の期間を含め13年
- ・組合契約書に、投資担当者の変更に係る適切な手続(キーマン条項)が定められていることほか

#### ハンズオン要件

- ・投資事業有限責任組合の投資担当者が、外部経営資源活用促進投資事業の実施に関し必要な能力及び実績を有する者であること(ファンドの運営実績、ハンズオン支援の内容等を経済産業省が審査)
- ・投資事業有限責任組合の投資担当者が、投資先の事業者に対して経営又は技術の指導を行うこと

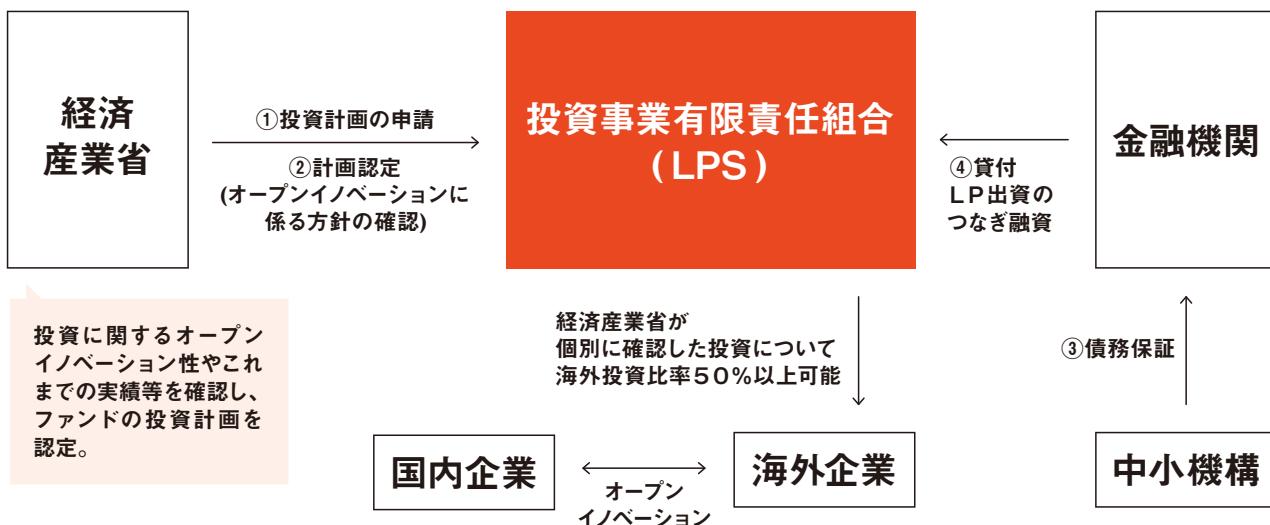
#### オープンイノベーション要件

- 投資先の国外の事業者と、我が国の事業者において、高い生産性の実現又は国内外における新たな需要の開拓が行われること等、新たな付加価値を創出することにつながり、ひいては我が国産業の競争力強化に寄与することが見込まれるものであること

等をはじめ、法令が定める全ての要件を満たす必要があります。

- 中小機構の債務保証の審査は、経済産業省による外部経営資源活用促進投資事業計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。

## 申込手続



- 投資事業有限責任組合は、取引金融機関とご相談の上、経済産業省へ事前相談を行ってください。
- 個別の投資案件がオープンイノベーション要件を満たすかどうかは、経済産業省にご相談ください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、投資事業有限責任組合から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

## 保証条件

項目	内容
根拠法・条文	産業競争力強化法第18条
対象組合	外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を受けた投資事業有限責任組合であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	1年以内
保証料	年0.3% (無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金
担保保	原則として徴求。状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として無限責任組合員の保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

## お問い合わせ窓口

計画認定の要件や各支援策のご利用等については、下記連絡先へ直接お問い合わせください。

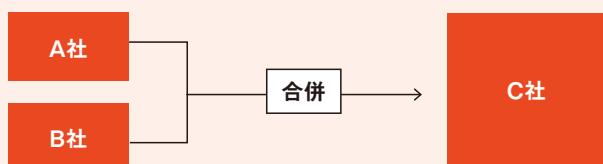
経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課 TEL. 03-3501-1628

## 制度の概要

- 事業再編又は特別事業再編に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた事業者等が、認定計画の実施に必要な資金の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 事業再編に関する計画とは、事業構造の変更を行いつつ、新商品開発や新市場の開拓等の前向きな取組を行うことにより、生産性の向上を図る計画です。
- 特別事業再編に関する計画とは、他の事業者をM&Aすることで、グループ内でのシナジー効果や親会社の強みの横展開等を通じたグループとしての成長を図る計画です。

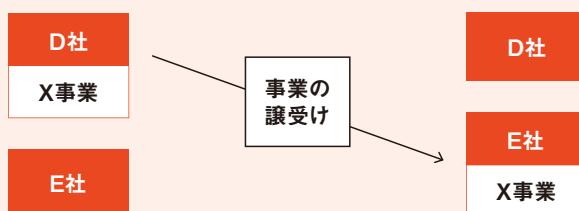
### 事業再編計画(イメージ)

例1



A社とB社の合併によりC社創設。経営資源を重点投入することで、C社の生産性が向上。

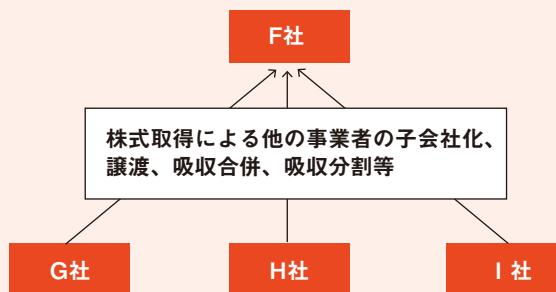
例2



E社がD社からX事業を承継。E社が有効に活用することで、X事業の生産性が向上。

### 特別事業再編計画(イメージ)

例3

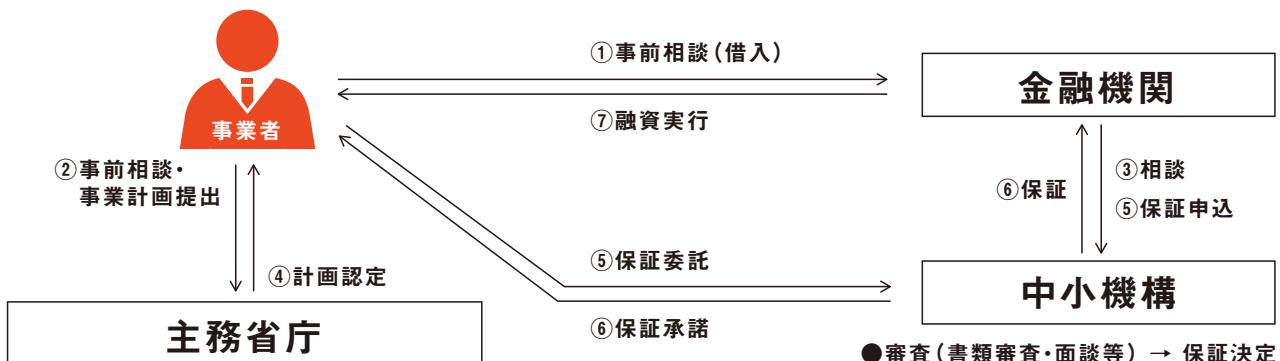


成長意欲のある中堅企業・中小企業が、グループ内の企業の経営資源を集約し、親会社の強みの横展開や経営の効率化を図る。

## 事業再編及び特別事業再編に関する計画の認定

- 認定を受けた事業者等は、中小機構の債務保証のほか、税務上の優遇措置等を受けられます。
- 認定要件・支援措置について、併せてP12、13をご参照ください。

## 申込手続



- 事業者は、取引金融機関とご相談の上、事業者の事業を所管する主務省庁へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

## 保証条件

項目	内 容
根拠法・条文	産業競争力強化法第34条
対象事業者	事業再編及び特別事業再編に関する計画の認定を受けた事業者等であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	運転資金:5年以内　設備資金:10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.3% (無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金　設備資金 (認定計画で認められた使途)
担保	原則として徴求。運転資金の場合は状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

# 事業再編円滑化債務保証制度 事業再編計画及び特別事業再編計画の 認定要件・支援措置

## 事業再編計画の要件<sup>\*</sup>

※詳細は、産業競争力強化法第23条、「事業再編の実施に関する指針」等をご参照ください。

主な要件は以下のとおりです。

主な要件	事業再編計画
1.計画期間	3年以内(大規模な設備投資を行うものに限り5年以内)
2.生産性の向上 (事業部門単位)	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。【注】 ① 修正ROIC 2%ポイント向上 ② 固定資産回転率（有形固定資産＋ソフトウェアの回転率）5%向上 ③ 従業員1人当たり付加価値額 9%向上
3.財務の健全性 (企業単位)	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ① 有利子負債 <sup>*</sup> ／キャッシュフロー≤10倍 ※有利子負債＝借入金等－運転資金等 ② 経常収入>経常支出
4.雇用への配慮	計画に係る事業所における労働組合等と協議により、十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。
5.事業構造の変更	次のいずれかを行うこと。 ① 合併 ⑥ 他の会社の株式・持分の取得 ② 会社の分割 ⑦ 会社の設立 ③ 株式交換、株式移転、株式交付 ⑧ 有限責任事業組合に対する出資 ④ 事業または資産の譲受け、譲渡 ⑨ 施設・設備の相当程度の撤去 ⑤ 出資の受入れ 等
6.前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ① 新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ② 商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③ 商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④ 新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の新購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減

【注】

$$① \text{修正ROIC} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{投下資本} (\text{有利子負債} + \text{株主資本})} \times 100$$

$$③ \text{従業員1人当たり付加価値額} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}}$$

$$② \text{固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産額} + \text{ソフトウェア}}$$

## 特別事業再編計画の要件<sup>\*</sup>

※詳細は、産業競争力強化法第24条の2、「事業再編の実施に関する指針」等をご参照ください。

主な要件は以下のとおりです。

主な要件	特別事業再編計画
1. 申請事業者	中堅企業者又は中小企業者(常時使用する従業員2,000人以下の者に限る。)
2. 過去のM&Aの実績	申請前過去5年以内に、取得価額1億円以上のM&A(事業構造の変更)を実施していること
3. 計画期間	5年以内
4. 成長要件 (事業部門単位)	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。【注1】 ①従業員1人当たり付加価値額9%向上 ②売上高1.2倍
5. 財務の健全性 (企業単位)	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①有利子負債 <sup>*</sup> ／キャッシュフロー≤10倍 ※有利子負債=借入金等一運転資金等 ②経常収入>経常支出
6. 雇用への配慮、賃上げ	①計画に係る事業所における労働組合等と協議により十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。 ②雇用者給与等支給額2.5%(年率)の上昇【注2】
7. 事業構造の変更	取得価額1億円以上のM&Aであって、次のいずれかを行うこと。 ①吸収合併、②吸収分割、③株式交換、④株式交付(議決権の50%超を保有することとなるものに限る。)、⑤事業又は資産の譲受け、⑥他の会社の株式又は持分の取得(議決権の50%超を保有することとなるものに限る。)
8. 前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供⇒新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上⇒商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入⇒商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の新購入方式の導入⇒商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減
9. グループ内連携	特別事業再編を実施する事業者全体の方針の下、次のいずれかを実施することで成長を達成することが見込まれること。 ①グループ内の経営資源とM&Aにより取得する他の事業者の経営資源を組み合わせて利用すること ②生産、販売、人事、会計又は労務等に係る経営管理の方法をM&Aにより取得する他の事業者に導入し、経営の効率化を図ること。

### 【注1】

$$\text{① 従業員1人当たり付加価値額} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}}$$

$$\text{② 売上高} = \frac{\text{計画終了年度における売上高の値}}{\text{基準年度における売上高の値}}$$

### 【注2】

$$\text{雇用者給与等支給額} = \frac{\text{当該事業年度における雇用者給与等支給額}}{\text{前年度における雇用者給与等支給額}}$$

## 計画認定により受けられる支援措置の全体像

事業再編計画の支援措置 < >内は根拠条文です。「法」は産業競争力強化法を指します。	
税 制	登録免許税の軽減 <租税特別措置法第80条>
	債権放棄時の資産評価損の損金算入 <法人税法第33条第2項>
	パーシャルスピンオフに関する課税の特例 <租税特別措置法第68条の2>
金 融 支 援	指定金融機関による長期・低利の大規模融資 <法第35条>
	必要な資金の借入等に関する中小機構による債務保証 <法第34条>
会 社 法	現物出資等の円滑化 <法第26条、第27条>
	略式組織再編とキャッシュ・アウトの円滑化 <法第28条>
	株式併合の円滑化 <法第29条>
	株式を対価とするM&Aの円滑化 <法第30条>
民 法	スピンオフの円滑化 <法第31条>
	事業譲渡時の債権者のみなし同意 <法第32条>
独占禁止法	企業結合時の主務大臣から公正取引委員会への協議 <法第25条>

特別事業再編計画の支援措置 < >内は根拠条文です。「法」は産業競争力強化法を指します。	
税 制	中堅・中小グループ化税制 <租税特別措置法第56条> 【注】
	登録免許税の軽減 <租税特別措置法第80条> 【注】
	債権法記事の資産評価損の損金算入 <法人税法第33条第2項>
金 融 支 援	指定金融機関による長期・低利の大規模融資 <法第35条>
	必要な資金の借入等に関する中小機構による債務保証 <法第34条>
	中小企業投資育成株式会社法の特例 <法第33条>
会 社 法	現物出資等の円滑化 <法第26条、第27条>
	略式組織再編とキャッシュ・アウトの円滑化 <法第28条>
	株式併合の円滑化 <法第29条>
	株式を対価とするM&Aの円滑化 <法第30条>
民 法	スピンオフの円滑化 <法第31条>
	事業譲渡時の債権者のみなし同意 <法第32条>
独占禁止法	企業結合時の主務大臣から公正取引委員会への協議 <法第25条>

【注】活用可能な事業者は、連結従業員数1万人以下の特定中堅企業及び中小企業に限る。

## 事業再編及び特別事業再編関連全体のお問い合わせ窓口

経済産業省 経済産業政策局 産業創造課 TEL.03-3501-1560

メールアドレス bzl-saihen\_shikko\_souzouka@meti.go.jp (事業再編計画)、  
bzl-tokubetsu\_saihen\_shikko@meti.go.jp (特別事業再編計画)

## 計画認定の各省庁お問い合わせ窓口

計画申請事業者の事業を所管・担当している省庁が計画認定の窓口となります。

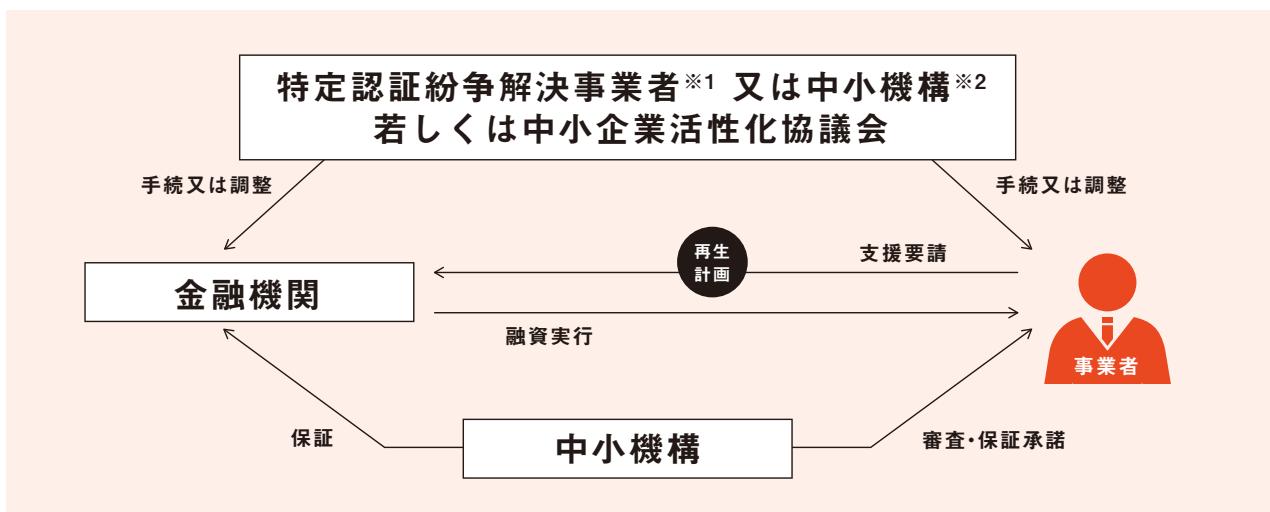
主な担当業種	省 庁	担当課室	電話番号
製造業、流通・小売業	経 濟 产 業 省	経済産業政策局 産業創造課（事業再編） 経済産業政策局 地域経済産業政策課 (特別事業再編)	03-3501-1560 03-3501-1697
金融機関	金 融 庁	総合政策局 総合政策課	03-3506-6000
警備業	警 察 庁	生活安全局 生活安全企画課	03-3581-0141
通信・放送業	總 務 省	情報流通常行政局 地域通信振興室	03-5253-5857
たばこ事業、塩事業	財 务 省	理財局 総務課たばこ塩事業課	03-3581-4111
酒類業		国税庁 酒税課	03-3581-4161
医薬品製造業	厚 生 労 働 省	医政局 医薬産業振興・医療情報企画課	03-5253-1111
食品産業	農 林 水 産 省	大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業課	03-3502-8111
運輸業	國 土 交 通 省	総合政策局 交通産業室	03-5253-8111
建設業		不動産・建設経済局 建設振興課	
廃棄物処理業	環 境 省	再生循環局 廃棄物規制課	03-3581-3351

# 事業再生円滑化債務保証制度

(プレDIPファイナンス債務保証)

## 制度の概要

- 特定認証紛争解決手続（事業再生ADR）によって、又は中小機構による調整若しくは中小企業活性化協議会による調整の下で、事業再生を図ろうとする事業者が、事業継続に必要な資金（債権者間交渉成立までの期間に必要なつなぎ資金）の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。



※1 特定認証紛争解決事業者であって事業再生に関する紛争を取扱う事業者は、令和6年8月現在事業再生実務家協会のみです。

※2 中小機構に設置している中小企業活性化全国本部が担当となります。

- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。  
(中小企業者の場合、信用保証協会の事業再生円滑化関連保証を利用しておらず、新たな保証を受けることが困難なものが対象となります。)
- 企業規模による制約はありません。(中小・中堅～大企業まで利用可能)

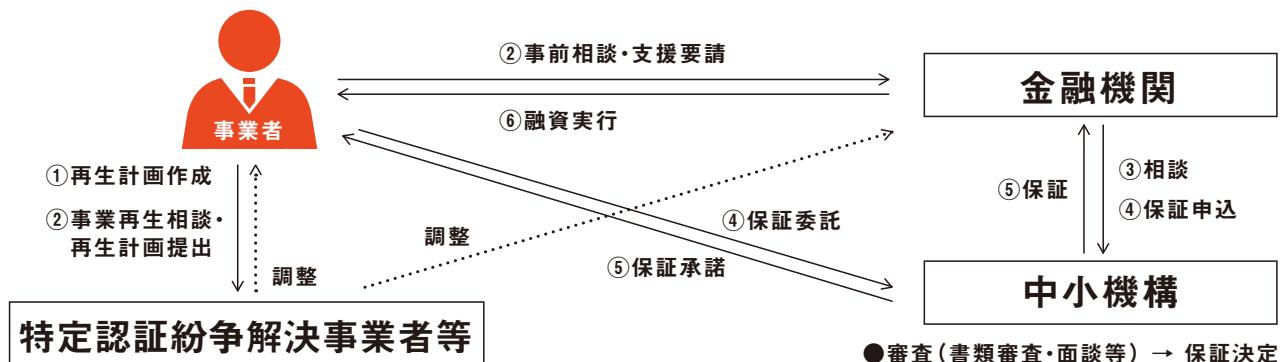
## 事業再生ADR

- ADR(裁判外紛争解決手続)とは、訴訟手続によらず民事上の紛争の解決をしようとする者のため、公正な第三者が関与してその解決を図る手続のことです。

### 事業再生ADRの特徴

- ①金融機関の債権関係を調整 商取引は円滑に進められます。
- ②専門的知識がある実務家による調整
- ③つなぎ融資が容易 一時的な資金繰り融資(つなぎ融資)に対する優先弁済が設定されます。(プレDIPファイナンス)
- ④裁判所もADR結果を尊重 手続不調により法的手段に移行しても、裁判所はADR結果を尊重し再生手続を進めます。
- ⑤債権放棄による損失の無税償却が可能

## 申込手続



- 特定認証紛争解決事業者等による調整が必要となります。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

## 保証条件

項目	内 容
根拠法・条文	産業競争力強化法第51条
対象事業者	特定認証紛争解決事業者又は中小機構若しくは中小企業活性化協議会と調整を実施する事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの（中小企業者の場合、信用保証協会の事業再生円滑化関連保証を利用しており、新たな保証を受けることが困難なもの）
保証限度	5億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	1年以内
保証料	年0.5%（無担保扱いの場合は年1.0%）・1年毎前払い
資金用途	事業継続に欠くことのできないものとして特定認証紛争解決事業者等により確認された運転資金
担保	原則無担保での取扱い
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

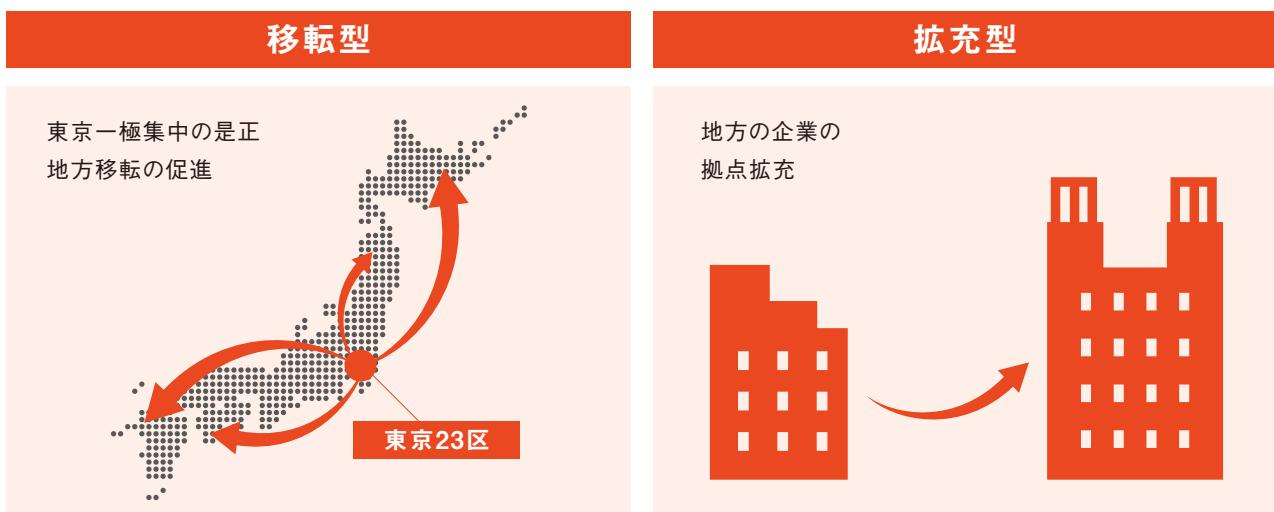
# 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業円滑化債務保証制度

## 制度の概要

- 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業者が、認定された計画の実施に必要な資金（設備資金）の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画<sup>(※1)</sup>とは、次のいずれかの事業を実施する場合の計画です。

**移転型:** 東京23区にある特定業務施設<sup>(※2)</sup>並びにこれと併せて整備される特定業務福利厚生施設及び特定業務児童福祉施設（以下「特定業務福利厚生施設等」という。）<sup>(※3)</sup>を地方活力向上地域又は準地方活力向上地域<sup>(※4)</sup>に移転し、整備する事業

**拡充型:** 拡充型事業の対象地域<sup>(※5)</sup>において特定業務施設及びこれと併せて整備される特定業務福利厚生施設等を整備する事業



（※1）都道府県が作成し内閣総理大臣に認定された地域再生計画に適合していること等が必要です。【詳細は、地域再生法第17条の2第1項をご参照ください。】

（※2）特定業務施設とは、次のいずれかに該当するものです。①本店又は主たる事務所（管理部門等）、②研究所、③研修所【詳細は、地域再生法施行規則第8条をご参照ください。】

（※3）特定業務福利厚生施設とは、特定業務施設の従業員の寄宿舎、社宅その他の福利厚生施設であって内閣府令で定めるものです。特定業務児童福祉施設とは、特定業務施設の従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって内閣府令で定めるものです。【詳細は、地域再生法施行規則第8条第2項及び第3項をご参照ください。】

（※4）地方活力向上地域とは、首都圏、近畿圏及び中部圏の大都市以外、準地方活力向上地域とは首都圏以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域です。【詳細は、地域再生法第5条第4項第5号、地域再生法施行令第5条をご参照ください。】

（※5）拡充型事業の対象地域とは、地方活力向上地域のうち内閣府令で定める要件に該当する地域です。【詳細は、拡充先の都道府県にお問い合わせください。】

● 中小機構の債務保証の審査は、都道府県知事による地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定審査とは別に行います。

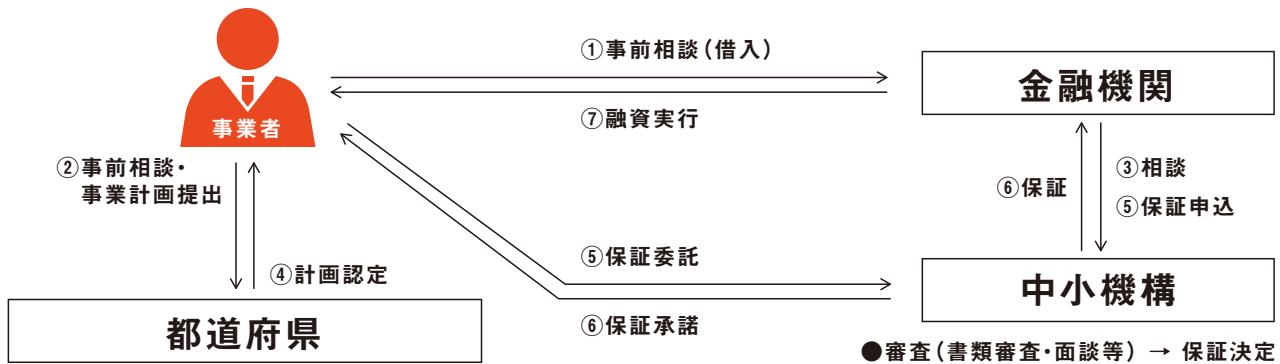
● 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。

● 企業規模による制約はありません。（中小・中堅～大企業まで利用可能）

# 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定

- 当該計画は、都道府県が作成し内閣総理大臣による認定を受けた地域再生計画に適合するものであること等が必要です。
- 認定を受けた事業者は、中小機構の債務保証のほか、税務上の優遇措置を受けられます。
- 認定要件・支援措置について、併せてP20、21をご参照ください。

## 申込手続



- 事業者は、取引金融機関とご相談の上、都道府県へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

## 保証条件

項目	内容
根拠法・条文	地域再生法第17条の3
対象事業者	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	15億円
保証割合	借入の元本の30%
保証期間	10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.3% (無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	認定計画で認められた使途のうち設備資金
担保保	原則として徴求 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

- 上記の内容に加え、財務の健全性について、以下の要件を満たす必要があります。
  - ・直近決算書において実質債務超過でないこと(含み不良資産等による実質債務超過でないこと)。
  - ・有利子負債がキャッシュフローの10倍を超えていないこと(借入過多でないこと)。

# 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業円滑化債務保証制度 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件・支援措置

## 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の要件\*

\*詳細は、地域再生法第17条の2、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン」等をご参照ください。

主な要件は以下のとおりです。

主な要件(抜粋)	
1.認定地域再生 計画に適合する ものであること	<p>ア 特定業務施設及びこれと併せて整備する特定業務福利厚生施設等の整備であること。 イ 認定地域再生計画で定められた目標に寄与すること。 ウ 認定地域再生計画で定められた地方活力向上地域等内であること。 エ 事業区分(移転型事業、拡充型事業の別)が適正であること。 オ 事業期間が適切であること(申請書に記載された事業期間が5年以内であり、かつ、認定地域再生計画の計画期間を超えるものでないこと)。 カ 地方全体の雇用の拡大の推進に寄与するものであること。</p>
2.常時雇用する 従業員に関する 要件に適合する ものであること	<p>ア 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において特定業務(*)に従事する常時雇用する従業員数が5人(中小企業者の場合には1人)以上であること。 イ 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数が5人(中小企業者の場合には1人)以上であること。加えて、①移転型事業の場合には、計画期間を通じてイの特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であること、又は②イの特定業務施設を事業の用に供した日から同日以後1年を経過する日までの間に当該特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の過半数が東京23区からの転勤者であり、かつ、計画期間を通じてイの特定業務施設において増加させる特定業務に従事する常時雇用する従業員数の4分の1以上の数が東京23区からの転勤者であること。ただし、①及び②においては、東京23区において従業員が減少する場合、東京23区において減少する従業員数と東京23区における定年退職者数及び自己都合退職者数の合計数のうち、少ない方の数を上限として、特定業務施設における新規採用者を、東京23区からの転勤者とみなす。 ※ア及びイは、いずれも地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間終了時において達成していることを要件としている。</p>
3.円滑かつ確実に 実施されると 見込まれる ものであること	<p>ア 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の内容及び実施時期が具体的、かつ、実現が見込まれるものであること。 イ 特定業務施設及びこれと併せて整備される特定業務福利厚生施設等となる建物等の内容が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために不十分なものでなく、かつ、適正な価格となっている等、当該計画を円滑かつ確実に実施するものであること。 ウ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金の額が当該計画の内容等を勘案して適切に計上され、調達方法が無理のないものであること。 エ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定前に取得し、又は建設を開始した建物等が当該計画の対象となっていないこと。</p>

(\*)特定業務:特定業務施設において行われる業務。

# 計画認定により受けられる支援措置の概要

※詳細は、「地方拠点強化税制」(内閣府地方創生推進事務局ホームページ)をご参照ください。

支援措置		< >内は根拠条文です。「法」は地域再生法を指します。
税 制	特定業務施設及び当該特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設の新設又は増設に関する課税の特例[オフィス減税] <法第17条の4>	認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除(選択的適用)
税 制	特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例[雇用促進税制] <法第17条の5>	認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除
金 融 支 援	地方税の課税免除又は不均一課税 <法第17条の6>	特定業務施設及び当該特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設の新設又は増設をした認定事業者に係る事業税(移転を伴う場合のみ)、不動産取得税、固定資産税における地方税の免除又は不均一課税*
※地方税の免除又は不均一課税を受けることができるかどうかは、移転・拡充先となる都道府県又は市町村にお問い合わせください。		
中小機構による債務保証 <法第17条の3>		認定事業者が行う特定業務施設及びこれと併せて整備される特定業務福利厚生施設等の整備に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証

## 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業全体のお問い合わせ窓口

認定地域再生計画を所管する各都道府県の担当部署

(なお、認定制度の内容については、内閣府 地方創生推進事務局 TEL.03-3501-1697

(経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課内))

# 社外高度人材活用新事業分野 開拓促進債務保証制度

## 制度の概要

- 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定を受けた事業者（新規中小企業者等\*）が、当該認定計画の実施に必要な資金の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 社外高度人材活用新事業分野開拓計画とは、社外高度人材の活用により、新商品・新サービスの開発等を行い、新事業分野を開拓するための計画です。

### 社外高度人材活用新事業分野開拓について

#### 「社外高度人材」

→プログラマー  
エンジニア  
弁護士など

#### 「新事業活動」

→新商品の開発等や  
個々の事業者にとって  
新たな事業活動であること

#### 「新事業分野開拓」

→新事業活動によって、  
市場において事業を  
成立させること

### 具体的な事例

#### 製造業における取組（例）

IT技術等を使った新事業分野を開拓すべく、優秀なエンジニアにストックオプションを付与し、外部協力者として協力してもらい、商品開発を実施。



#### サービス業における取組（例）

事業の成長に必要な知見を持つ弁護士にストックオプションを付与し、外部協力者として協力してもらい、アドバイザリー業務を受ける。

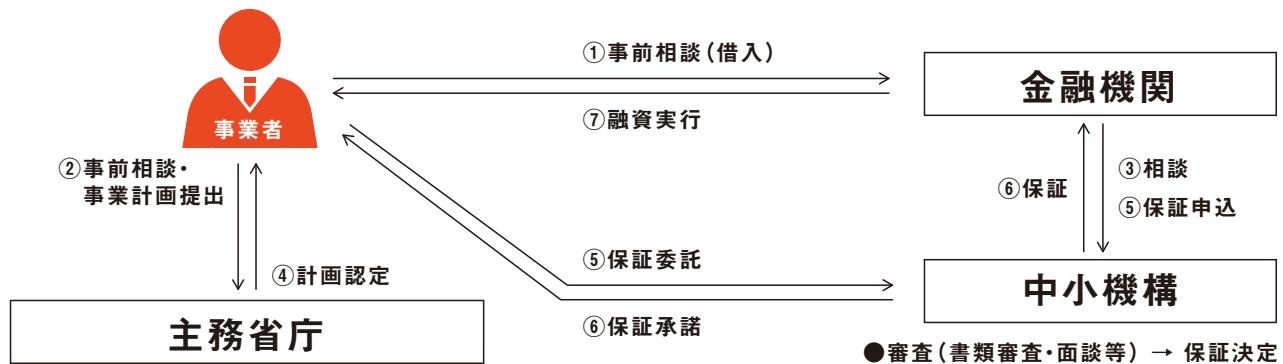


- 中小機構の債務保証の審査は、主務省庁による社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。

## 社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定

- 申請者の範囲等について、併せてP24、25をご参照ください。

## 申込手続



- 事業者は、取引金融機関とご相談の上、主務省庁へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

## 保証条件

項目	内 容
根拠法・条文	中小企業等経営強化法第12条
対象事業者	社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定を受けた事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	運転資金:5年以内 設備資金:10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.4%・1年毎前払い
資金用途	運転資金 設備資金 (認定計画で認められた用途)
担保	不要
保証人	不要

# 申請者の範囲について

## 1. 新規中小企業者等であること

申請者は、以下①～③のいずれかに該当するものであること。

①	新規中小企業者 ア「中小企業者」(※1)であり、会社設立(もしくは個人による事業開始)から5年未満。 イ「中小企業者」であり、会社設立(もしくは個人による事業開始)から5年以上10年未満であり、 前年又は前事業年度において試験研究費等の割合が収入金額の5%を超える。
②	「中小企業者等」(※2)であり、会社設立(もしくは個人による事業開始)から5年未満。
③	「中小企業者等」であり、設立(もしくは事業開始)から5年以上10年未満で、かつ、情報処理サービス業(他人の需要に応じてする情報処理の事業)、ソフトウェア業(他人の需要に応じてするプログラム作成の事業) その他これらに類する事業に関する専門的な業務又は事業者の生産性の向上を図るために行うソフトウェアの開発、情報ネットワークの構築その他これらに類する業務に従事する常勤従業員の割合が、全常勤従業員のうち2%を超える。

(※1)「中小企業者」とは下表を満たすものです。

下表の左欄1～5のいずれかの業種に属する事業を主たる事業とする会社及び個人であって、右欄(イ)の要件を満たすもの。

主たる事業とする業種	(イ) 法第2条第1項第1号～第5号の要件
1. 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (2～5除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下 又は 従業員数が300人以下
2. 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下 又は 従業員数が100人以下
3. サービス業（5除く）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は 従業員数が100人以下
4. 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は 従業員数が50人以下
5. 政令第1条で定める業種	①資本金の額又は出資の総額が3億円以下 又は 従業員数が900人以下 ②資本金の額又は出資の総額が3億円以下 又は 従業員数が300人以下 ③資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は 従業員数が200人以下

(※2)「中小企業者等」とは下記を満たすものです。

資本金額10億円以下又は常時使用する従業員数が2000人以下を満たす、

①個人事業主 又は

②会社(会社法上の会社(有限会社を含む。)及び土業法人)

## 2. VC又はCVCから出資を受けていること

申請者は、以下の要件を満たすVC(ベンチャーキャピタル)又はCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から出資を受けているものであること。VC又はCVCの要件は以下のア～キのいずれかであって、かつ下記(1)又は(2)を満たす者であること。

ア.	組合	(1)
イ.	匿名組合	
ウ.	投資事業有限責任組合	新事業活動に対する資金供給その他の支援を行う者
エ.	有限責任事業組合	
オ.	外国に所在するア～エに類似する団体	
カ.	株式会社	(2)
キ.	合同会社	新事業活動に対する資金供給その他の支援を行う 事業活動に対する資金供給その他の支援を行う者

## 契約する社外高度人材の要件について

以下の①～⑨のいずれかに該当する者であること。

- 1 国家資格を有する者
- 2 博士の学位を有する者
- 3 高度専門職の在留資格をもって在留する者
- 4 大学の教授又は准教授の職にある者
- 5 上場会社又は一定の非上場企業において役員(取締役、会計参与、監査役、執行役)又は重要な使用人(執行役員等)として1年以上の実務経験がある者
- 6 将来において成長発展が期待される分野の、先端的な人材育成事業に選定され、従事していた者
- 7 社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始する日から遡った10年間に、日本の公私の機関で製品または役務の開発に2年以上従事し、試験研究費等を費消又は売上高の増加に貢献した者
- 8 社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始する日から遡った10年間に、上場会社以外の日本の公私の機関で製品又は役務の販売又は提供に2年以上従事し、売上高の増加に貢献した者
- 9 社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始する日から遡った10年間に、上場会社以外の日本の公私の機関で資金調達に2年以上従事し、資本金等の額の増加に貢献した者

## 制度全般についてのお問い合わせ

経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課  
TEL.03-3501-1628

# 経営力向上促進債務保証制度

## 制度の概要

- 経営力向上計画の認定を受けた事業者（特定事業者等<sup>\*</sup>）が、認定経営力向上計画の実施に必要な資金の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 経営力向上計画とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。

### 経営力向上とは

事業活動に  
有用な知識・技能を  
有する人材育成

財務内容の分析の  
結果の活用

商品・サービスの  
需要動向に関する  
情報の活用

経営能率の向上の  
ための情報  
システムの構築

### 具体的な事例

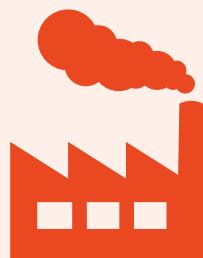
#### サービス業における取組（例）

売上、予約状況等の情報をタブレット端末を用いて、各所の従業員にリアルタイムで共有。細やかな接客や業務の効率化による収益向上を実現。



#### 製造業における取組（例）

自動化された工作機械を導入しつつ、従業員の多能工化を促進し、一人で管理できる工作機械を増やし、収益力の向上を実現。



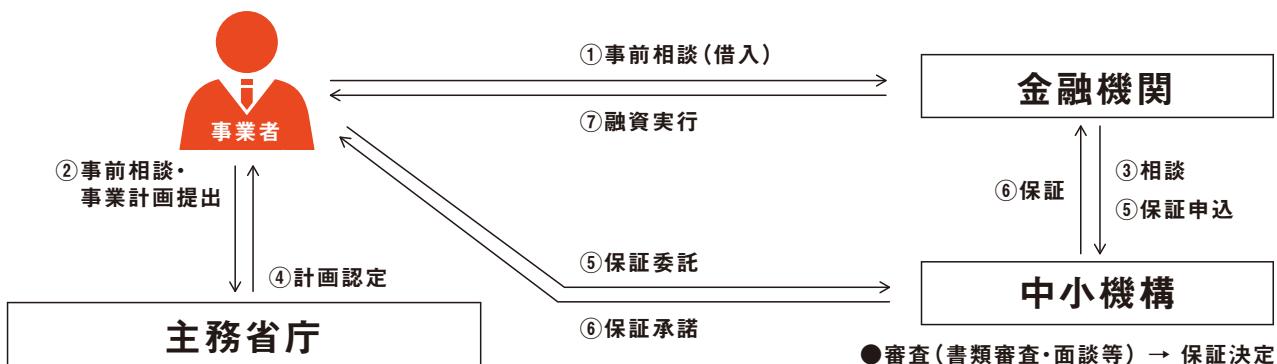
- 中小機構の債務保証の審査は、主務省庁による経営力向上計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。

※対象事業者についての詳細は、P28をご参照ください。

## 経営力向上計画の認定

- 認定要件について、併せてP28をご参照ください。

## 申込手続



- 事業者は、計画策定に際しては、認定支援機関などによるサポートが受けられます。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

## 保証条件

項目	内 容
根拠法・条文	中小企業等経営強化法第25条1項
対象事業者	経営力向上計画の認定を受けた事業者(特定事業者等のうち特定事業者を除く者)であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	運転資金:5年以内 設備資金:10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.3%(無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金 設備資金 (認定計画で認められた使途)
担保	原則として徴求。運転資金の場合は状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

# 経営力向上促進債務保証制度 対象事業者について・経営力向上計画の認定について

## 対象事業者について 「法」は中小企業等経営強化法を、「政令」は中小企業等経営強化法施行令を指します。

保証の対象となる特定事業者等は、下記のA、Bのいずれかに該当するものです。

A 下表の左欄1～4のいずれかの業種に属する事業を主たる事業とする会社又は個人事業者であって、下欄の要件を満たすもの。

主たる事業とする業種	(a) 特定事業者でないこと (具体的には、下記の要件に該当するもの)	(b) 政令第5条第1項の要件
1. 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (2～4除く)	常時使用する従業員の数が500人超	
2. 卸売業	常時使用する従業員の数が400人超	
3. 小売業又はサービス業(4除く)	常時使用する従業員の数が300人超	
4. 政令第4条第1項で定める業種 ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	常時使用する従業員の数が500人超	従業員数が 2000人以下

B 下表の左欄の法人であって、右欄の要件を満たすもの。

政令第5条第2項で定める法人	政令第5条第1項の要件
医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人	従業員数が2000人以下

## 経営力向上計画の認定について

### 1. 経営力向上計画に記載する事項

- ①経営力向上の目標
- ②経営力向上による経営の向上の程度を示す指標
- ③経営力向上の内容及び実施時期<sup>(\*)</sup>
- ④経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- ⑤経営力向上設備等の種類

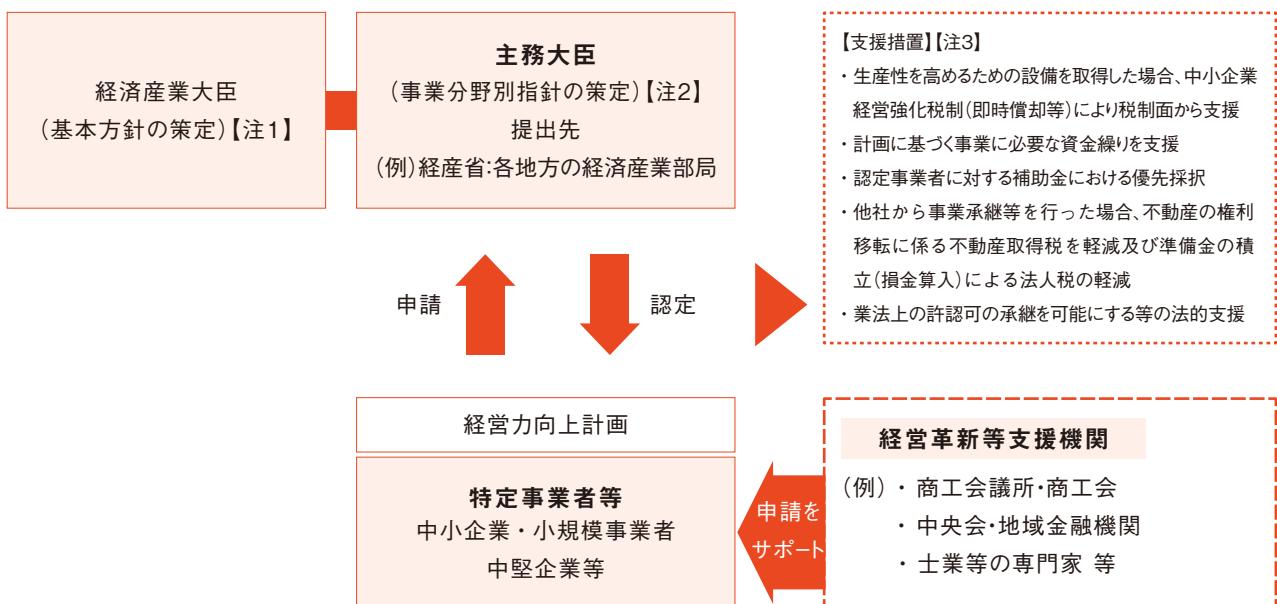
(\*)令和3年度法改正により計画の内容として「事業承継等事前調査」(デューデリジェンス)が認められております。

### 2. 経営力向上計画の認定要件

計画が認定されるためには、上記①～③の事項が「事業分野別指針」(当該指針が定められていない事業分野の場合は「中小企業等の経営強化に関する基本方針<sup>(\*)</sup>」)に照らして適切なものであること、上記③～⑤が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであることが求められています。

(\*)「中小企業等の経営強化に関する基本方針」:以下、基本方針といいます。

## 制度の概要



### 【注1】 「基本方針」

中小企業等の経営力強化に関して、経営力向上の内容、経営力向上の実施方法(計画期間、経営指標)などの基本事項が定められています。基本方針では、計画期間は3年間から5年間で、労働生産性\*が支援に当たっての判断基準とされています。原則、5年計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性の伸び率が2%以上であり、業種・事業規模等を勘案して弾力的に目標設定されることとなっています。

$$* \text{労働生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{労働投入量} (\text{労働者数又は労働者数} \times \text{1人当たり年間就業時間})}$$

### 【注2】 「事業分野別指針」

事業分野ごとに生産性向上の方法などが示されています。特に、以下の①～③等が定められています。

- ①現状認識
- ②経営力向上の実施方法に関する事項(事業分野の特性を考慮し、基本方針で定める指標及び目標とは異なる場合あり)
- ③経営力向上の内容に関する事項(事業者の規模等に応じた具体的な取組内容及び取り組むべき事項)

### 【注3】 利用可能な支援措置は、事業者の規模により異なります。

詳細は、中小企業等経営強化法第3条、第16条、第17条、「基本方針」、「事業分野別指針」、「経営力向上計画策定の手引き」をご参照ください。

## 経営力向上計画相談窓口

経営力向上計画策定の手引きなどはこちら



中小企業庁 経営強化法

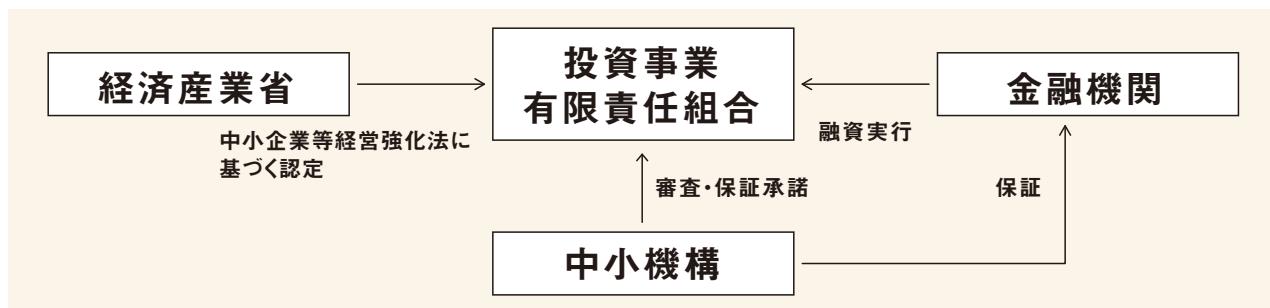
検索

中小企業税制サポートセンター

TEL:03-6281-9821(平日 9:30-12:00, 13:00-17:00)

## 制度の概要

- 事業再編投資計画の認定を受けた投資事業有限責任組合が、認定計画の実施に必要な資金（有限責任組合員による出資履行までの短期つなぎ資金）の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- 事業再編投資計画とは、新規ファンドが主に事業承継等とともに経営力向上を図る中小企業者等に対し、ハンズオン支援を伴い投資する場合の計画です。



### 事業再編投資計画の主な認定要件

例えば…

#### 組合の要件

- 次のいずれにも該当すること。
- ・当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が、当該事業再編投資の実施に関し必要な能力及び実績を有する者であること。
  - ・当該投資事業有限責任組合が、認定事業再編投資計画に従って行う投資事業及びこれに関連する事業のみを行うものであること。
  - ・当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の有する出資口数が、当該投資事業有限責任組合の出資口数の総数の1%以上であること。
  - ・独立行政法人中小企業基盤整備機構の有する出資口数が、当該投資事業有限責任組合の出資口数の総数の26%以上であること。
  - ・当該投資事業有限責任組合が、主として「中小企業等の経営強化に関する基本方針」第4・第5項第二号イ(下記「投資先に関する要件」の1つ目と同旨)に定める中小企業者等に対する投資を行うものであること。

#### 投資先に関する要件

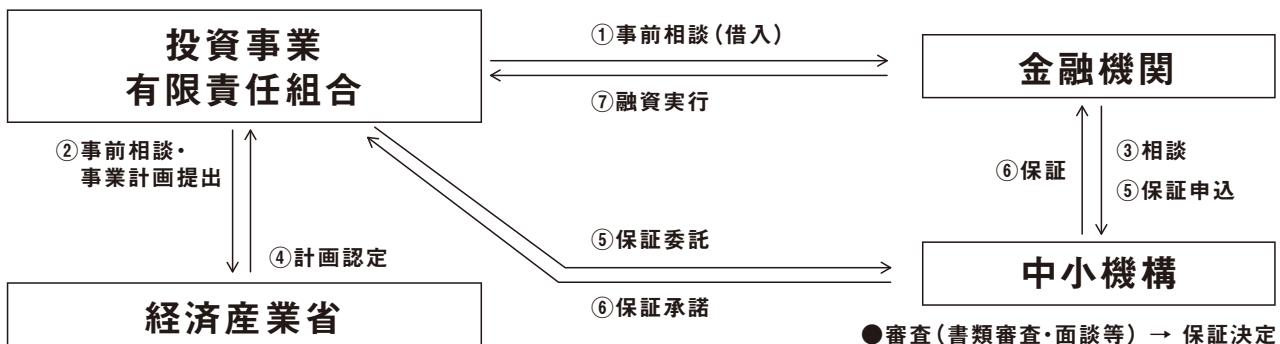
- 次のいずれかに該当すること。
- ・その経営又は株式若しくは持分を承継しようとする者を確保することが困難な状況等に直面している中小企業者等であって、当該株式又は持分の承継を通じて、当該中小企業者等の経営の承継を図るもの。
  - ・中小企業者等であって、当該投資事業有限責任組合が投資を実施した後の資本金額が1億円を超えるもの。

等をはじめ、法令が定める全ての要件を満たす必要があります。

詳細は、中小企業等経営強化法第25条、「中小企業等の経営強化に関する基本方針」等をご参照ください。

- 中小機構の債務保証の審査は、経済産業省による事業再編投資計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。

## 申込手続



- 投資事業有限責任組合は、取引金融機関とご相談の上、経済産業省へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、投資事業有限責任組合から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

## 保証条件

項目	内 容
根拠法・条文	中小企業等経営強化法第25条2項
対象組合	事業再編投資計画の認定を受けた投資事業有限責任組合であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	1年以内
保証料	年0.3% (無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金 (認定計画で認められた使途のうち、有限責任組合員による出資履行までの短期つなぎ資金)
担保保	原則として徴求。状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として無限責任組合員の保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

## 計画認定のお問い合わせ窓口

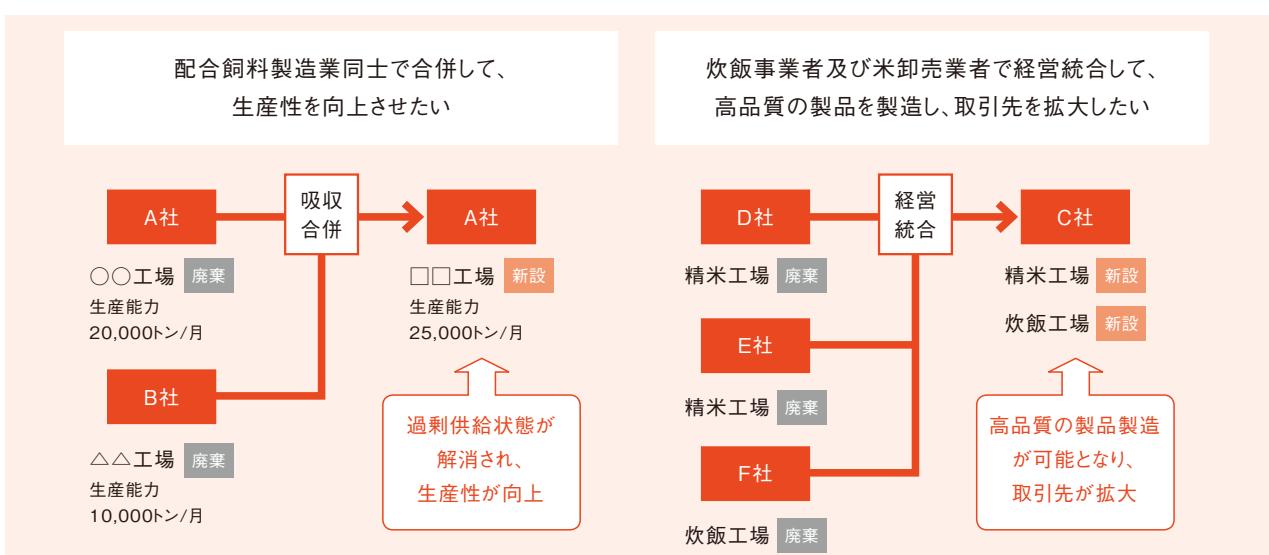
経済産業省 中小企業庁 事業環境部 財務課 TEL.03-3501-5803

# 事業再編等促進債務保証制度

## 制度の概要

- 事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者が、当該認定計画の実施に必要な資金の調達に際し、中小機構の債務保証を受けることができる制度です。
- スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画が農業競争力強化支援法に規定する事業参入の認定要件を満たす場合も、当該計画の認定を受けた者は、中小機構の債務保証を受けることができます。

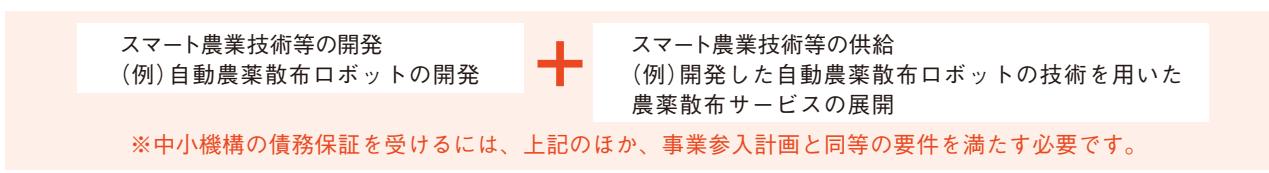
### 事業再編計画(イメージ)



### 事業参入計画(イメージ)



### 開発供給実施計画(イメージ)

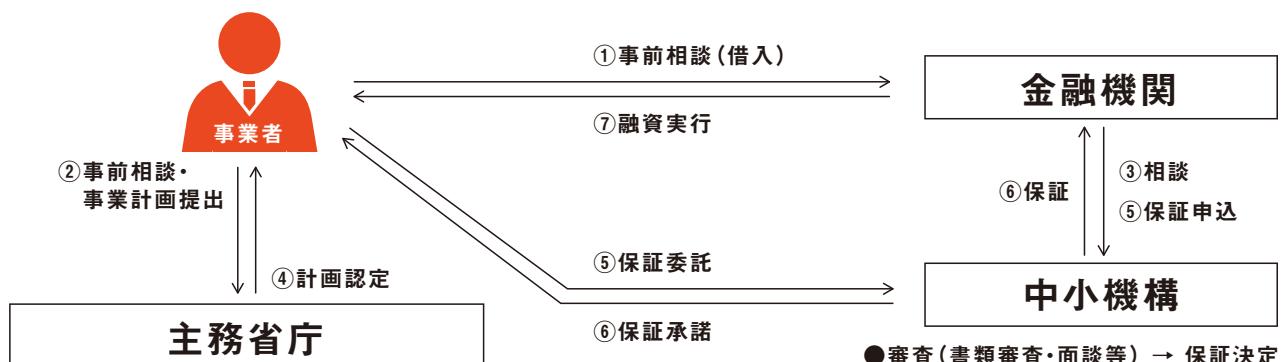


- 中小機構の債務保証の審査は、主務省庁による事業再編計画、事業参入計画又は開発供給実施計画の認定審査とは別に行います。
- 信用保証協会等の保証を受けることが困難なものが対象となります。
- 企業規模による制約はありません。(中小・中堅～大企業まで利用可能)

## 事業再編計画、事業参入計画又は開発供給実施計画の認定

- 認定を受けた事業者は、中小機構の債務保証のほか、税務上の優遇措置等を受けられます。
- 認定要件・支援措置について、併せてP34～37をご参照ください。

## 申込手続



- 事業者は、取引金融機関とご相談の上、主務省庁へ事前相談を行ってください。
- 中小機構の事前審査の際、金融機関から「事前審査依頼書」をご提出いただきます。
- 保証にあたり、事業者から「債務保証委託書」、金融機関から「債務保証申込書」をご提出いただきます。

## 保証条件

項目	内 容
根拠法・条文	農業競争力強化支援法第24条
対象事業者	事業再編計画又は事業参入計画の認定(開発供給実施計画の認定によりみなし規定が適用される場合を含む)を受けた事業者であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	運転資金:5年以内　設備資金:10年以内 (必要に応じて3年以内で据置期間設定可能)
保証料	年0.3%(無担保扱いの場合は年0.4%)・1年毎前払い
資金用途	運転資金　設備資金 (認定計画で認められた用途)
担保	原則として徴求。運転資金の場合は状況に応じて無担保での取扱いあり。 (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人保証を徴求。 貸付金融機関が徴求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

# 事業再編等促進債務保証制度 事業再編計画、事業参入計画及び開発 供給実施計画の認定要件・支援措置

## 事業再編計画と事業参入計画の認定要件\*

\*詳細は、農業競争力強化支援法第18条～第22条、「事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針」等をご参照ください。

事業再編計画	
対象事業	事業再編促進対象事業 ①肥料製造事業、農薬製造事業、配合飼料製造事業 ②飲食料品の卸売事業（米穀卸売事業、生鮮食料品卸売事業など）、及び小売事業 ③飲食料品の製造事業（小麦粉製造事業、牛乳・乳製品製造事業など）
対象活動	良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として、 ①事業の構造改革及び②事業方式の改革を併せて行うこと ①事業の構造改革 合併、分割、農業生産関連事業の譲渡・譲受け、出資の受入れ、又は設備の相当程度（注）の廃棄等 (注)当該事業部門における全ての設備の帳簿価額の合計額の5%以上 ②事業方式の改革 新たな生産・販売方式の導入又は設備等の経営資源の高度な利用により、農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化を図るもの
認定要件	①実施指針に照らし適切なものであること 【実施指針の主な規定事項】 ○上記事業再編促進対象事業の将来の在り方 ○以下の事項に係る目標の設定：(1)又は(2)に加えて(3)及び(4)を計画に記載すること (1)良質かつ低廉な農業資材の供給：農産物の生産コストの低減に資する取組 (2)農産物流通等の合理化：農産物の販売コストの低減又は農業経営の安定・発展に資する取組 (3)事業再編による生産性の向上：計画終了年度における次のいずれかの指標値が基準年度よりも向上することが見込まれること <指標値の概要> ・減価償却費等控除前営業利益／総資産、有形固定資産回転率、設備の稼働率等 (4)財務の健全性の改善：計画終了年度における次の計算値の両方を満たすこと <計算値の概要> ・(有利子負債－有価証券－運転資金)／(留保利益+減価償却費+引当金増加額)≤10 ・経常収入>経常支出 ②良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資すると見込まれるものであること ③当該計画が円滑かつ確実に実施できるものであること ④従業員の地位を不当に害するものないこと ⑤適正な競争を阻害するものでないこと ⑥一般消費者と他の事業者の利益を不当に害するものでないこと
計画期間	5年以内

事業参入計画	
対象事業	<p>事業参入促進対象事業</p> <p>①農業用機械製造事業(部品製造を含む)      ②農業用ソフトウェア作成事業      ③農業用機械の賃貸事業、農業用機械を用いた農作業請負事業その他の農業用機械の利用促進(①に係るものを除く)事業      ④種苗生産卸売事業</p>
対象活動	良質かつ低廉な農業資材の供給又は農產物流通等の合理化に資することを目的として、新たに上記事業参入促進対象事業を行うこと
認定要件	<p>①実施指針に照らし適切なものであること  <b>【実施指針の主な規定事項】</b>  <input type="radio"/>上記事業参入促進対象事業の将来の在り方  <input type="radio"/>以下の事項に係る目標の設定          ・良質かつ低廉な農業資材の供給:農産物の生産コストの低減に資する取組      ②良質かつ低廉な農業資材の供給又は農產物流通等の合理化の実現に資すると見込まれるものであること      ③当該計画が円滑かつ確実に実施できるものであること</p>
計画期間	5年以内

## 開発供給実施計画の認定要件\*

\*詳細は、スマート農業技術活用促進法第13条、「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」等をご参照ください。

開発供給実施計画	
対象事業	開発供給事業
対象活動	農業の生産性の向上を図ることを目的として、以下の①及び②を一体的に行うこと ①スマート農業技術等の開発 ②①のスマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給
認定要件	①基本方針に照らし適切なものであること 【基本方針の主な規定事項】 ○次の(1)～(3)の要件を満たす事業であるものとする (1)スマート農業技術等を開発するものとして、次のイからハまでの要件を満たすものであること イ 基本方針に掲げる重点開発目標の達成に資するものであること ロ スマート農業技術等に該当する技術を対象とするものであること ハ 現行のスマート農業技術等の発達や普及の状況、複数の品目又は農作業への応用の可能性等に照らして、当該スマート農業技術等の開発及びその成果の普及が生産方式革新事業活動の促進に資するものであること (2)(1)で開発されたスマート農業技術等を活用した農業機械等、種苗その他の農業資材又はスマート農業技術活用サービスの供給を行うものとして、次のイからホまでの要件を満たすものであること イ 対象とする農作業等の慣行的な方法等に比して品質又は費用の面で優位性を有するものであること ロ 内容や事業の実施体制等に照らして、可能な限り、広く供給を図るものであること ハ 当該スマート農業技術に適合した生産の方式の内容等を明確にし、その供給に当たって一體的に普及するよう努めること ニ 農業者等が継続して当該農業資材を適切に使用するために必要な措置(アフターサービス)を実施するものであること ホ 事業が継続して行われるものであること (3)(合併等の措置を含む場合)合併等の措置が、労務若しくは設備の管理又は資金調達の円滑化等に資するものであり、かつ当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものではないこと ○以下の事項に係る目標の設定 (1)開発を行うスマート農業技術等に係る農作業等の慣行的な方法や現行の技術水準等を踏まえ、農作業に係る労働時間の削減等、農業の生産性の向上に関する目標を数値で設定すること (2)スマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスに係る農業者等に対する販売又は提供の数量等当該スマート農業技術等の普及に関する目標を数値で設定すること ②当該開発供給実施計画に係る開発供給事業が円滑かつ確実に行われると見込まれるものであること ③(農業競争力強化支援法第2条第6項に規定する事業参入の内容を含む場合)その内容が農業競争力強化支援法第21条第4項の規定を満たすものであること
計画期間	原則5年以内(新品種の育成等事業の実施に相当な期間を要する場合は10年以内)

## 事業再編計画又は事業参入計画の認定により受けられる支援措置の全体像

	支援措置 <>内は根拠条文です。「法」は農業競争力強化支援法を指します。	事業 再編計画	事業 参入計画
金融支援	中小機構による債務保証 <法第24条>	✓	✓
	日本政策金融公庫による長期・低利の貸付(中小企業者が対象) <法第25条>	✓	
手続特例	事業譲渡時の債権者のみなし同意 <法第23条>	✓	

## 開発供給実施計画の認定により受けられる支援措置の全体像

	支援措置 <>内は根拠条文です。「法」はスマート農業技術活用促進法を指します。	開発供給 実施計画
税制	登録免許税の減税(注1) <租税特別措置法第80条の3>	✓
	日本政策金融公庫による長期・低利の貸付(中小企業者が対象) <法第18条>	✓
金融支援	中小機構による債務保証 <法第19条>	✓
	農研機構の研究開発設備等の供用等(注2) <法第17条>	✓
その他	航空法の特例(注3) <法第15条>	✓
	種苗法の特例(注4) <法第16条>	✓

(注1)計画の認定を受けてから1年以内に行う登記に限ります。

(注2)農研機構が保有する設備等の供用や専門家の派遣を受けることが可能です。

(注3)無人航空機を使用する場合、航空法の許可又は承認に係る行政手続をワンストップで行うことが可能です。

(注4)認定開発供給事業の成果として育成された新品種について、品種登録を行う場合の出願料・登録料(1～6年目)がそれぞれ3/4減免されます。

## 計画認定のお問い合わせ窓口

### ■生産資材関係について

業種	農林水産省等の担当課室	電話番号
総括窓口	農産局技術普及課生産資材対策室	03-6744-2186
肥料製造	農産局技術普及課生産資材対策室	03-6744-2186
農薬製造	農産局技術普及課生産資材対策室	03-6744-2186
配合飼料製造	畜産局飼料課流通飼料対策室	03-6744-2070
農業用機械製造	農産局技術普及課生産資材対策室	03-6744-2111
種苗の生産卸（稻、麦、大豆の生産に係る分野）	農産局穀物課	03-3502-5965
種苗の生産卸（稻、麦、大豆の生産以外の分野）	輸出・国際局知的財産課	03-6738-6470

### ■流通・加工関係について

業種	農林水産省等の担当課室	電話番号
総括窓口	新事業・食品産業部企画グループ	03-6744-2065
食品製造	新事業・食品産業部食品製造課	03-6744-7180
卸売市場	新事業・食品産業部食品流通課卸売市場室	03-3502-8237
加工食品卸	新事業・食品産業部食品流通課	03-6744-2070
食品小売	新事業・食品産業部食品流通課	03-3502-7659
惣菜製造等	新事業・食品産業部外食・食文化課	03-6744-2053
食肉加工	畜産局食肉鶏卵課	03-3502-5989
牛乳・乳製品	畜産局牛乳乳製品課	03-6744-2128
米卸	農産局穀物課	03-6744-1392
製粉	農産局貿易業務課	03-6744-1253
製糖等	農産局地域作物課	03-3502-5963
酒類	国税庁 課税部 酒税課	03-3581-4161

### ■開発供給実施計画について

農林水産省の担当課室	電話番号
研究推進課	03-3502-7438



## ●債務保証に関するお問い合わせ・ご相談

**独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
ファンド事業部 事業基盤支援課**

**TEL 03-5470-1575**

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル



<https://www.smrj.go.jp/sme/funding/guarantee/index.html>

## ●その他経営全般、資金調達等に関するご相談

**経営相談ホットライン**

経営にすることなら、何でもお気軽にご相談ください。



**TEL 050-3171-8814**

受付時間 平日(月曜日～金曜日)  
午前9時～午後5時

## 経営相談チャットサービス「E-SODAN」

AIチャットボットが24時間365日、経営に関する質問に答えます。

平日午前9時～午後5時には、専門家とチャットで相談することもできます。



<https://bizsapo.smrj.go.jp>

スマートフォンをご利用の方はLINEからご利用いただけます。  
「友だち登録」をしてご利用ください。



アカウント名: 中小機構\_チャット経営・起業相談